

脇山支線（椎原系統）運行事業
要求水準書

令和 8 年10月21日

福岡市

目次

第 1 章	総則	1
1	本書の位置づけ	1
2	性能規定	1
3	要求水準の変更	1
第 2 章	要求水準に関する事項	2
1	業務に関する要求水準	2
2	要求水準	3

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業者に要求する水準等を示すものである。

2 性能規定

本要求水準書は、本市が求める最低水準を規定するものである。

要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容についてはこれを遵守し、規定されていない内容については積極的に創意工夫を凝らした提案をすること。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 地震、風水害、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 地域、交通事業者、市で構成される早良南部地域バス連絡協議会（以下「バス連絡協議会」という。）の協議により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。

第2章 要求水準に関する事項

1 業務に関する要求水準

事業の実施にあたっては、下記に示す業務を行うこと。

(1) 運行業務

1) 運行業務

- ・「2 要求水準」のとおり

※運行計画については、最優秀提案者決定後、市及び地域等と協議の上で決定する。

2) 運行記録の報告

- ・福岡市バス路線休廃止対策補助金交付要綱に基づき毎月の運行日数、利用者数、運行経費、収入等について市へ報告する。

(2) 運行準備

1) 車両の確保

- ・常用車1台、予備車1台を事業者で確保するもとし、仕様は「2 要求水準」及び別表のとおりとする。

2) バス停の設置等

- ・事業者は、「2 要求水準 9. バス停・転回場」及び「バス停一覧表」に示すとおり、バス停の共同利用や譲渡、用地の利用が必要なものについて、所有者と協議等を行うこと。
- ・事業者は、必要な手続きを行い、乗降場所と分かるよう、共同利用のバス停への時刻表の掲示、譲渡を受けたバス停の表示内容の変更、新設バス停の設置等を行うこと。
- ・事業者はバス停について、適切な日常管理を行うこと。

3) 運行計画の作成等

- ・市及び地域、国土交通省等と協議を行い、脇山支線（椎原系統）運行計画を作成し、福岡市地域公共交通会議の承認を得て、道路運送法等関係法令の規定に基づく許認可申請等業務を行う。

4) 補助申請

- ・福岡市バス路線休廃止対策補助金交付要綱に基づく補助申請業務を行うこと。

(3) 特記事項

- ・利用状況等を踏まえ、バス連絡協議会で協議のうえ、運行区域や運行時間、運賃等の変更を行う場合があることに留意すること。また、その場合、必要に応じ福岡市地域公共交通会議や運賃幹事会に図る必要があることに留意すること。
- ・事業者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。
- ・事業者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援等を行うこと。
- ・事業者は業務の全般に関して適宜、必要な打合わせを行うこと。

2 要求水準

※本事業の運行の態様は、道路運送法施行規則第3条の3第1号「路線定期運行」とする

	内容																			
1. 事業場所	○福岡市早良区大字椎原地区外（椎原～東入部）																			
2. 停留所	○20箇所以上（椎原～早良ニュータウン入口～早良営業所） ※詳細な箇所数・位置等は事業者決定後、市及び地域等と協議の上で決定																			
3. 運行日・ 運行本数	○全日運行 ○運行本数は以下を基本とする ・平 日 17便（上り（早良営業所方面）9便、下り（椎原方面）8便） ・土日祝日10便（上り（早良営業所方面）5便、下り（椎原方面）5便）																			
4. 運行ダイヤ・ 運行方法	○運行時間は平日6～19時台、土日祝日7～18時台を基本とする ※詳細な運行ダイヤは事業者決定後、運行本数等を踏まえて、市及び地域等と協議の上で決定 (参考) 脇山支線（椎原系統）運行ダイヤ（令和8年4月1日時点） ・平日 : （始発）6:15椎原発 ～（終着）19:35早良営業所着 ・土日祝日 : （始発）7:30早良営業所発 ～（終着）18:00早良営業所着																			
5. 運行経路・ 距離	○椎原～早良ニュータウン入口～早良営業所（8.60 km /便）を基本とする ○年間運行距離45,777.80km/年 <table><tr><td>(参 考)</td><td>A. 距離/便</td><td>B. 便数/日</td><td>C. 日数/年</td><td>距離（A×B×C）</td></tr><tr><td>平日</td><td rowspan="2">8.6km</td><td>17便</td><td>239日</td><td>34,941.8km</td></tr><tr><td>土日祝</td><td>10便</td><td>126日</td><td>10,836.0km</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>365日</td><td>45,777.8km</td></tr></table> ※詳細な運行経路・距離は事業者決定後、市及び地域等と協議の上で決定	(参 考)	A. 距離/便	B. 便数/日	C. 日数/年	距離（A×B×C）	平日	8.6km	17便	239日	34,941.8km	土日祝	10便	126日	10,836.0km	合計			365日	45,777.8km
(参 考)	A. 距離/便	B. 便数/日	C. 日数/年	距離（A×B×C）																
平日	8.6km	17便	239日	34,941.8km																
土日祝		10便	126日	10,836.0km																
合計			365日	45,777.8km																
6. 運行車両 ※詳細につい ては別表参照	○乗車定員10人（乗務員＋定員9名）のジャンボタクシー相当とする ○運行車両は、常用車1台、予備車1台を確保すること （常用車について） ・購入又はリースにて確保するものとする ※運行経費の計上にあたっては、購入の場合、5年払いの1年分の減価償却費、リースの場合、年間のリース料で見積もることとする （予備車について） ・定員以上の利用者がいた場合の臨時便や常用車の車検、故障修繕等により利用ができない場合に使用するものとし、タクシーと併用可能とする ※臨時便については、小型車両による運行も可とする																			
7. 運賃	○既存の公共交通機関の運賃を参考に設定すること ○小学生、乳幼児、障がい者については、既存の公共交通機関を参考に半額等、配慮した運賃を設定すること (参考) 既存の公共交通機関の運賃 ・脇山支線（椎原系統） 210円～430円 ・曲渕線乗合タクシー 150円～300円																			
8. 割引等	○福岡市の高齢者乗車券・福祉乗車券（その他共通利用券）を導入すること																			

9. バス停、 転回場等	○バス停については、乗降場所と分かるよう、西日本鉄道株式会社と共同で利用するバス停への時刻表掲示及び、譲渡を受けたバス停の表示内容の変更に加えて、新たなバス停の設置を行うこと ○既存バス停の共同利用や譲渡は、西日本鉄道株式会社と協議等を行うこと ○新設バス停が発生する場合は事業者が設置するものとし、設置場所は道路管理者や交通管理者等と協議を行うこと ○転回場は西日本鉄道株式会社の早良営業所バス停及び民有地の椎原バス停の利用を予定しており、利用する場合は、西日本鉄道株式会社及び所有者と協議等を行うものとする ○休憩場は原則運行事業者で確保するものとする
10. 運行補助金	○運行に関して必要となる経費（消費税除く）については、福岡市バス路線休廃止対策補助金の対象とし、補助額は補助対象経常費用と補助対象経常収入の差額とする

○バス停については、乗降場所と分かるよう、西日本鉄道株式会社と共同で利用するバス停への時刻表掲示及び、譲渡を受けたバス停の表示内容の変更に加えて、新たなバス停の設置を行うこと

○既存バス停の共同利用や譲渡は、西日本鉄道株式会社と協議等を行うこと

○新設バス停が発生する場合は事業者が設置するものとし、設置場所は道路管理者や交通管理者等と協議を行うこと

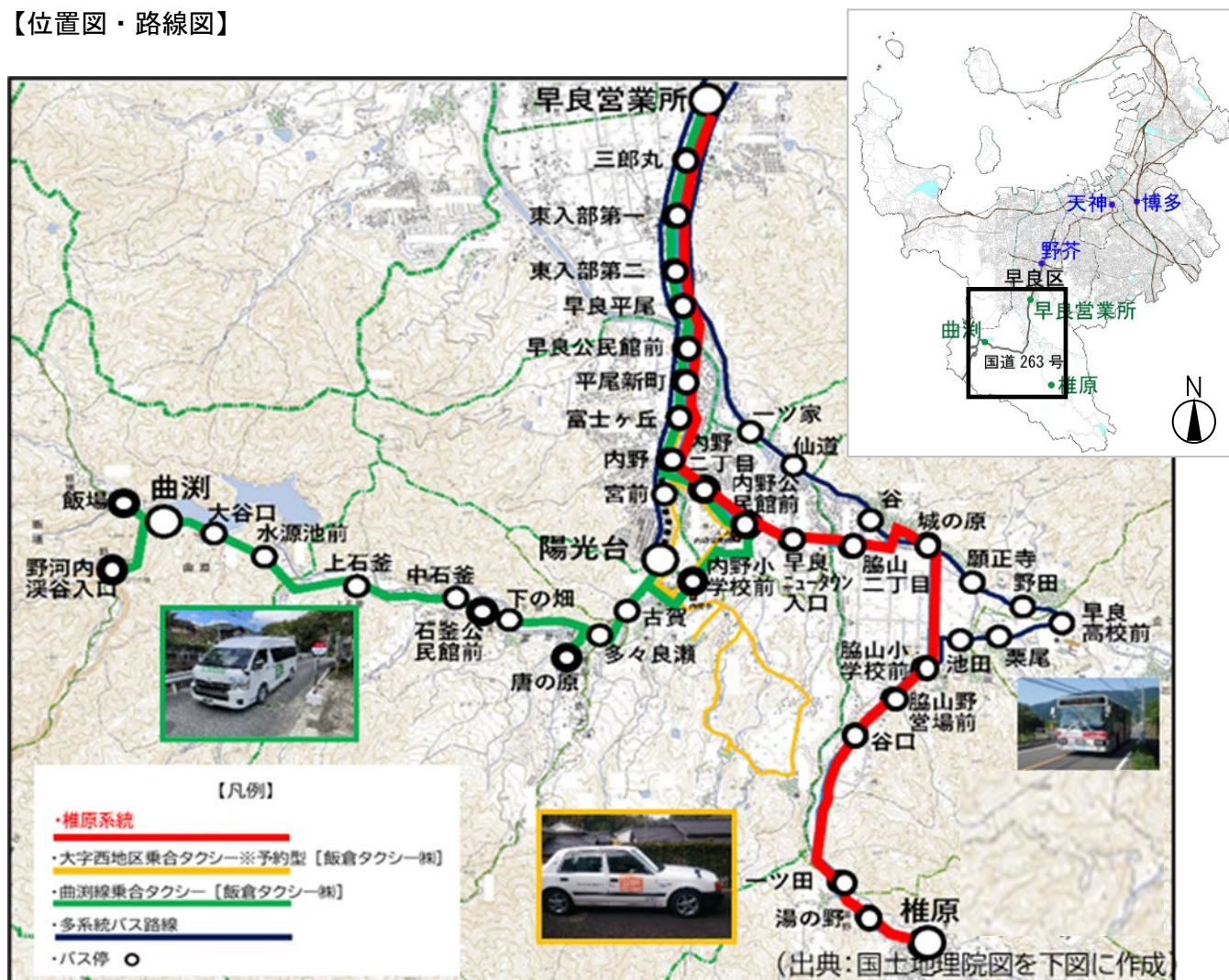
○転回場は西日本鉄道株式会社の早良営業所バス停及び民有地の椎原バス停の利用を予定しており、利用する場合は、西日本鉄道株式会社及び所有者と協議等を行うものとする

○休憩場は原則運行事業者で確保するものとする

10. 運行補助金

○運行に関して必要となる経費（消費税除く）については、福岡市バス路線
休廃止対策補助金の対象とし、補助額は補助対象経費用と補助対象経常
収入の差額とする

【位置図・路線図】



【バス停一覧表】

バス停名	設備		協議相手方			手続き	備考
	バス停	用地	西鉄	地域	市		
早良営業所	○	○	○			・バス停共同利用 (西鉄バス、曲淵線乗合タクシー) ・敷地利用について、西鉄と協議 (東入部2丁目1-5)	・長時間の停車不可
三郎丸	○		○			・バス停共同利用 (西鉄バス、曲淵線乗合タクシー)	
東入部第一	○		○				
東入部第二	○		○				
早良平尾	○		○				
早良公民館前	○		○				
平尾新町	○		○				
富士ヶ丘	○		○				
内野	○		○				
内野二丁目	○		○		○	・バス停共同利用 (曲淵線乗合タクシー)	・バス停譲渡については、 別途協議
内野公民館前	○		○		○		
早良ニュータウン入口	○		○			・バス停譲渡 (西鉄から脇山支線椎原系統事業者へ)	
脇山二丁目	○		○				
城の原	○		○			・バス停共同利用 (西鉄バス)	
脇山小学校前	○		○				
脇山野営場	○		○			・バス停譲渡 (西鉄から脇山支線椎原系統事業者へ)	
谷口	○		○				
一ツ田	○		○	○			・地域上屋あり
湯の野	○		○				
椎原	○	○	○	○		・バス停譲渡 (西鉄から脇山支線椎原系統事業者へ) ・敷地利用について、地域と協議 (大字椎原字下の前669)	・地域上屋、トイレあり

※本市と協議を行いながら、以下の手続きを行うこと

- ・バス停の設置に関しては道路占用許可、道路使用許可の手続きを行うこと
- ・バス停の設置や譲渡、共同利用及び敷地の利用については協議相手方と協議等を行うこと

※バス停の設置や用地の使用に係る費用等は福岡市バス路線廃止対策補助金の設備管理費の対象（消費税除く）となるため、
同要綱に基づき申請を行うこと（本提案競技の見積もりには加えないこと）

● 常用車仕様

- ・道路運送法及び道路運送車両法等の規定に基づく事業用自動車の要件を満たしている車両であることとし、以下の設備を有するものとする。

項目		条件（仕様・規格）
全体	車両（※1）	・ジャンボタクシー 乗車定員10名（乗務員＋乗客9名） ・常用車は事業者が購入又はリースにて確保
	デザイン（※1）	・運行事業者名、路線バス名称が分かるよう、車両前面、後面及び左側面にマグネットシートで表示
乗降口	扉	・自動ドアを整備
	踏み段（※1） （ステップ）	・踏み段（ステップ）を整備することとし、その端部を識別できるよう周囲部と彩度等の差を設けること
	手すり	・乗降口の左右に高齢者や障がい者等が両手でつかめる間隔で設置
車内レイアウト等		・床面は滑りにくい仕上げがなされたものとする（※1） ・各席での立ち座りがしやすいよう手すりやグリップを設置 ・折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保
設備	運賃箱（※1）	・運賃箱を設置
	車内放送（※1）	・次停車場所等の情報を乗務員が音声で知らせること
	降車ボタン	・各乗客が押しやすい場所に設置（配線を要しない簡易的なもの）
その他（※1）		・聴覚、言語障害者とのコミュニケーションの円滑化のため、筆談用具を備えること ・冷暖房を完備すること ・降雪時に運行できるよう準備すること

※1 予備車でも設備を要するもの

● 予備車仕様

- ・ジャンボタクシー（乗車定員10名）とし、タクシーと併用可能とする。
- ・仕様は常用車と同様が望ましいが、難しい場合は上記注釈（※1）の設備を有するものとする。

● 参考：車両デザインイメージ

